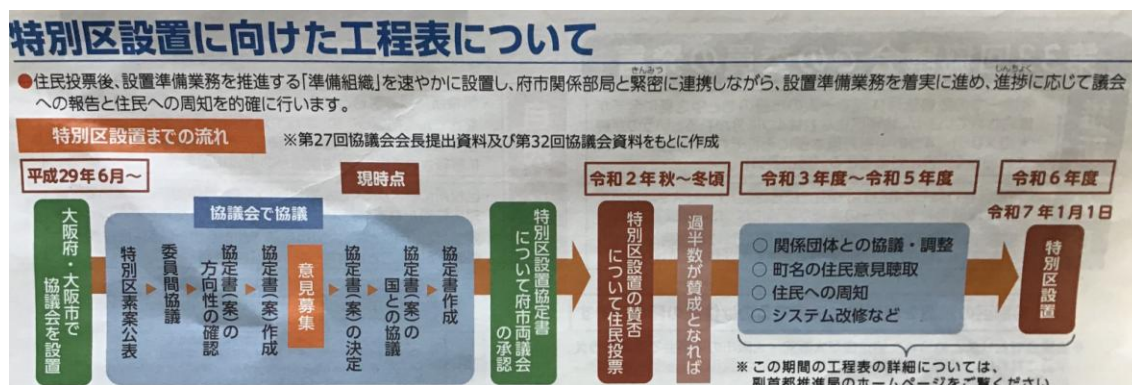


## 大阪市廃止・特別区設置「工程表」

写真は『大都市制度（特別区設置）協議会』だより第10号、2020年6月に掲載された「工程表」。協議会事務局は副首都推進局内にあり、協議会だよりは新聞折込みされている。大阪市廃止・特別区設置の流れと問題点がわかる。



表で注目したいのが、「大阪市廃止」という言葉がまったく見られないことである。住民投票に向けて、大阪市民の反発を回避したいのだろう。「大阪市廃止隠し」は他の文書でも見られ、副首都推進局に抗議したこともある。協議会で協議のところ「意見募集」とあるが、コロナ禍で「出前協議会」が中止になり、市民から意見を求めたものである。意見募集の結果について、6月11日の第34回協議会で質疑が繰り返された。その時の議事録には次のように書かれている。

「市民の皆さん方から寄せられたご意見については事務局において今後の広報や住民投票後の設置準備期間中の準備事務を進めるに当たって参考にさせていただきたいと考えています」協議会の今井会長が議論の最後にまとめたことが書かれているが、早口でまとめるので、傍聴していてもよく聞こえなかった。あとから議事録を読んで驚いた。協定書案に対する市民の意見が、広報や住民投票後の設置準備に参考にするとしてされている。維新の今井会長の議事運営は一方的で強引であり、こんな議事録にも反映している。

さて工程表から見て、現時点はどこなのか。協定書(案)の国との協議あたりである。協議というよりも、総務省で協定書案が検討され、回答が届く(届いた)頃ではないか。特段の問題がなければ、特別区設置協定書は府と市議会に諮られ承認を受ける。報道によると、大阪府会は8月28日、大阪市会は9月3日に議決されるようだ。協定書が両議会で承認され、住民投票が実施される。いまのところ11月1日が想定されている。

ここで再び工程表に疑問を持つ。住民投票まで協定書の「住民説明会」について書かれていないことだ。確かに特別区設置法に「住民説明会」の規定はない。ただし、同法7条2には次のように書かれている。「通知を受けた関係市町村の選挙管理委員会は、関係市町村の長は、前項の規定による投票に際し、選挙人の理解を促進するよう、特別区設置協定書の内容について分かりやすい説明をしなければならない」さて、どうする。

(2020年7月18日)